

第7章 その他空家等対策の実施に関し必要な事項

第1章から第6章までに掲げる事項以外に本計画に必要な事項として、以下の事項を整理します。

7.1 計画の公表

本計画を策定又は変更したときは、空家法第6条第3項に基づき速やかに公表します。公表にあたっては、町のホームページ等を活用し、本計画の内容について地域住民や空家等の所有者等へ周知を図ります。

7.2 他法令との連携

空家等対策にあたっては、空家法に限らず、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法など、関係する他法令との連携にも留意し、それぞれの法令の目的に沿って適切に管理されていない空家等に対して必要な措置を講じます。